

あすの景観をつくる

宍粟市山崎町山崎地区

歴史的景観形成地区及び景観形成重点区域

景観ガイドライン



兵庫県



はじめに

山崎町山崎地区は、『播磨国風土記』に「宍禾郡はりまのくにふどき」と記された地域に属し、宍粟市の中心地として古くから栄えてきた地区です。16世紀末頃から商業の町として最上山さいじょうさんの南麓に町場が形成され、その後、城下町へと発展しました。それを基盤に林業や揖保川舟運しゅうらんなどで繁栄し、経済・交通・政治の拠点として、重要な役割を果たしてきました。今もなお、武家地や町人地の町割りや鍵の手型の道路など城下町の面影が残っています。

兵庫県は、本地区における景観まちづくりを支援するために「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区及び景観形成重点区域の指定を行い、これまでの歴史文化の積み重ねにより形成されてきた景観を保全していくための景観形成基準及び景観形成重点基準を定めました。

本地区の豊かな自然、城下町の町割りや伝統的な意匠の町家などの景観資源を活かしながら、市街地としての暮らしや賑わいのある景観を創造し、誇り・愛着を育む地区の景観を次世代へ継承していくことを目指します。

このガイドラインでは、本地区の景観まちづくりや景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの本地区の魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。

目次

1	宍粟市の概要	1
2	山崎町山崎地区の概要	2
3	景観ビューポイント（視点場）	5
4	景観形成の基本方針	6
5	景観形成基準	8
6	景観形成の考え方	12
7	景観形成支援事業	21
8	届出の手続き	23





1 宍粟市の概要

(1) 歴史位置と地勢

宍粟市は兵庫県中西部に位置し、北は鳥取県・養父市、東は朝来市・神河町、南は姫路市・たつの市、西は佐用町・岡山県と接しています。京阪神と中国地方を結ぶ中国自動車道と、山陽と山陰を結ぶ国道29号が地域内で交差する西播磨内陸の交通の要衝であり、市の中心部から神戸までが約100キロメートル、大阪までは約120キロメートルの位置関係にあります。市域は、東西に約32キロメートル、南北に約42キロメートル、面積は658.54平方キロメートルと広く、兵庫県土の7.8%を占めています。



宍粟市の広域的な位置

(2) 自然資源

宍粟市はその大部分を山地が占めており、兵庫県下最高峰の氷ノ山^{ひょうのせん}、第二峰の三室山^{みむろやま}、第三峰の後山^{うしろやま}という、1,000メートルを超える山々がそびえ、氷ノ山後山^{なぎさん}那岐山^{なぎさん}国定公園や、音水^{おんずい}ちくさ^{ちくさ}県立自然公園に属する緑豊かなまちです。

また、県下を代表する清流である一級河川の揖保川や日本の名水百選の千種川をはじめ、千年藤、もみじ山など、豊かで美しい自然資源や風景が、四季折々の風情を織りなしています。



森と水に恵まれた自然環境（揖保川）

(3) 産業

広大な森林面積を有するこの地域は、古くから森林資源を利用した木材・木工製品・家具等の製造業が地場産業として栄えました。その資源を生かし、合併前から「人と自然の共生に基づく環境適合型しそ森林文化の創生」を理念とした「しそ森林王国」の取組を推進してきました。

こうした取組により緑豊かな自然環境・景観が守られ、原風景となって、市民の郷土への愛着心の醸成等にもつながっています。道路交通網が整備された現在、主要幹線である国道29号沿いに集積する商業施設と、恵まれた気候風土や豊かな自然を活用した観光農林業を振興する地域を有することにより、商工業と農林業が融和した特色ある地域へと発展を遂げています。

(1) 歴史

【古代】

宍粟市が位置する地域は、奈良時代に編纂された「播磨国風土記」によると、「宍禾郡」条に7つの里があり、伊和大神が国占め争いを行ったことが記されています。宍粟の地は、「伊和大神」の本拠地であったと考えられており、神様にまつわる伝説の中で多くの地名が記されています。また、米麴を用いた酒造りに関する伝承や産鉄に関しても記されており、酒造や製鉄が、古来より行われていたことがわかります。

(参考：西播磨観光協議会 HP)

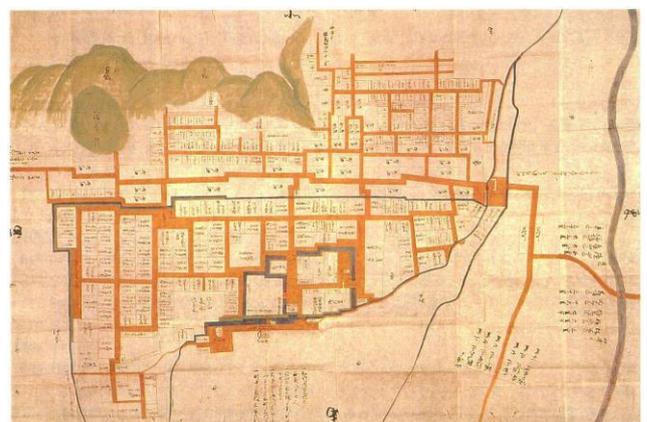
【近世の城下町】

山崎町山崎地区に本格的な市街地が形成されるきっかけとなったのは、16世紀末に宍粟の領主となった木下勝俊が発した『新町申付』です。この申付書には、他所から来た者の諸役を免除するという免税規定があったため、山崎町山崎地区周辺の人口が増加し、町場の形成につながりました。これにより山崎村、山田村はそれぞれ山崎町、山田町となり、それらを一筋のまち並みでつなぐ新町が誕生しました。

また、慶長5年(1600年)には姫路城主の池田輝政が、毎月6回の市を開くことや諸役免除などを認める「市日の定書」を出したことから、各地から商工業者や町人が集まり、町場はさらに発展しました。

(出典：宍粟立藩四百年 歴史解説パンフレット)

こうして商業の町として成長した山崎の町場は、宍粟藩の立藩とともに城下町としても発展しました。藩主となった池田輝澄は鹿沢の台地に山崎城を造営しました。この時、既に町場が発達していたことから、城郭は最上山を背にするのではなく、その南方に広がる河岸段丘の南端部に、堀に囲まれた本丸、二の丸、三の丸を置き、その東・北・西には武家屋敷が配置され、さらに外側の町家を含めて城下町の整備が行われたとされています。さらに北側の最上山の山裾には寺院を配しています。



城下町の町割り (宍粟山崎之絵図 (松平周防守の時代))

その後、藩の規模は縮小しましたが、地区の北側を中心に町場は拡大し、現在の市街地の原形が形成されました。その後、近代化された現在においても、鍵の手型の道路など城下町の名残を見ることができます。また、近世に遡る伝統的様式の町家等が点在しており、かつて繁栄した時代のまち並みを今に伝えています。武家地には当時の大きな区画形状は継承されていますが、公共公益施設用地になるなど建物の建替が進み、かつての名残の堀を一部に残すのみとなっています。



城下町の町割りを残す鍵の手型道路 (山崎)



城下町の中門跡に残る鍵の手型道路 (山崎)



武家屋敷の名残の門と築地堀 (鹿沢)

【^{しゅううん}揖保川と舟運】

揖保川は、その源を播磨と但馬の境にある^{ふじなしやま}藤無山（標高 1,139m）に発し、山間部や播州平野を流下し、播磨灘に注ぐ一級河川です。水質が良く、流水を動力源とした水中製粉や、高瀬舟による産物の輸送など、流域の生活や産業の振興に大きく貢献してきました。

宍粟市役所の東側、宍粟橋上流あたりの兩岸、揖保川の流れが緩やかになるあたりは「^{いだいし}出石」と呼ばれ、宍粟と揖保川河口の網干を結ぶ高瀬舟の発着場でした。高瀬舟のルートが開かれたのは江戸時代の元和の頃で、元和 7 年（1621 年）までに、播磨国宍粟郡山崎町の^{たつのやまごべえ}龍野屋孫兵衛らが莫大な私財を投じて揖保川に水路を開き、網干から山崎町の出石までの舟運を通じさせました。宍粟からは年貢米のほか、木材、炭、薪、大豆、^{ちくさてつ}千種鉄などが運ばれ、上り舟には、肥料、雑貨、農耕具、塩、乾物などが積まれました。揖保川の舟運は、宍粟と瀬戸内、さらには大坂・江戸を結ぶ一大物流路となりました。

出石周辺の川の兩岸には回船問屋や倉庫などが軒を並べ、茶屋や飯屋が建ち並び、山崎の町場とともに大勢の人で繁盛し、山崎の発展に大きく寄与しました。

明治以降、川には橋が架けられ、幹線道路が整備され、また国鉄山陽本線や姫新線が整備されたため次第に舟運は衰退し、出石舟着場は大正時代末頃に役割を終えました。平成 29 年（2017 年）には揖保川の出石舟着場があった場所として、せせらぎ公園付近に出石舟着場説明看板が設置されており、往時を偲ぶことができます。

（参考：宍粟市資料、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 HP）



せせらぎ公園付近の案内板



揖保川の高瀬舟の復元模型
(宍粟市役所 玄関ロビー)



経済の発展とともに繁盛した町場の商店街

(2) 景観資源

① 最上山自然景観

最上山は、市街地の北側にあり、「篠ノ丸城跡」や世界のカエデを植栽した「もみじ山」、町内が一望できる展望台などがあり、市民の憩いの場となっています。また、最上山公園内にはシイ、カシ、ヒノキ、アカマツ林、コナラの植生やサザンカの道、桜の道などがあります。四季を通じてたいへん美しく、貴重な自然を有する地域のシンボルでもあり、最上山にある経王院や児童公園などは城下町を一望できる眺望点となっています。昭和 59 年（1984 年）には「ひょうごの森林浴場 50 選」にも選ばれています。



山崎盆地を取り囲む自然豊かな山並みの景観



市民に親しまれている最上山の森林景観

② 寺社景観

最上山の麓には、歴史ある寺院や神社が集まり、最上山の緑に溶け込むように寺社が建ち並ぶ通りを形成しています。



大雲寺



妙勝寺



興国寺

③ 景観形成重要建造物等

宍粟市は日本酒発祥の地であり、地区内にはそれを象徴する酒蔵が集積しています。県の「景観の形成等に関する条例」に基づき、酒蔵を含む景観上重要な建物や樹木など、6件の景観形成重要建造物等が指定されています。



老松酒造（山崎）



本家門前屋（山崎）



山陽壺酒造（山崎）



梶間家住宅（山崎）



中門前屋（山崎）

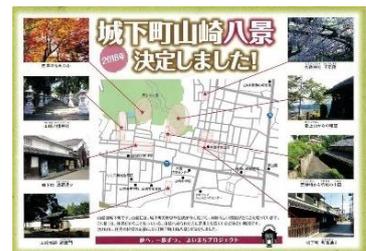


山崎藩陣屋門（紙屋門）のクスノキ（鹿沢）

④ よいまちプロジェクト（山崎中心市街地活性化委員会）による「城下町山崎八景」選定

山崎町山崎地区では、平成 28 年（2016 年）から酒蔵店主が委員長を務める山崎中心市街地活性化委員会により、本県ふるさとにぎわい拠点整備事業を活用した「よいまちプロジェクト」が始動しています。

「山崎に来たら見てほしい場所」をテーマに、山崎町山崎地区の景観のすばらしいところを公募し、平成 30 年度に「城下町山崎八景」を選定しました。



⑤ 暮らしや生業などと結びついた地域の景観資源

伝統的な町家を継承する暮らしや、酒造りなどの生業など、市民の生活と結びついた景観資源がまちなかに息づいています。



町家のむしこ窓



町家の袖卯建



山陽壺酒造の菰樽



酒蔵の杉玉



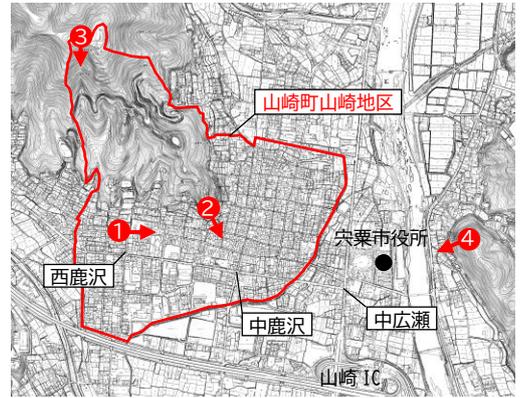
城下町の石碑

(3) ビューポイント

「景観ビューポイント（視点場）」は、地域の景観の魅力が地区内外の多くの人々に知ってもらえる上で重要な場所です。

山崎にも、魅力ある景観（視対象）が眺望できる、複数の「景観ビューポイント」があります。

目の前に広がる素晴らしい景観はもちろん、それを見る場所となる、「景観ビューポイント」も地域の大切な資源です。



山崎町山崎地区内のビューポイント

<ビューポイント①> (※1)

県景観形成重要建造物「本家門前屋」前
 <見えるもの>
 酒蔵通りのまち並み



日本酒発祥の地「宍粟」において酒蔵などが立ち並び、昔懐かしい雰囲気を感じられます。山陽盃酒造、老松酒造、本家門前屋、中門前屋は、県の景観形成重要建造物等に指定されています。

<ビューポイント②>

最上山稲荷山経王院
 <見えるもの>
 商店街のまち並み



山腹には、「あれは山崎最上山、鐘が鳴ります日に三度」と山崎小唄（野口雨情作詞）に唄われた鐘楼があります。かつては「山崎町に来て最上山に登らないものはない」ともいわれた、屋並み、山並み、揖保川を眺望できる景勝地でもあります。

<ビューポイント③>

篠の丸城跡
 <見えるもの>
 城下に広がる広大な風景



篠ノ丸城は、山崎町中心部にそびえる標高 324m の山上、通称「一本松」に築かれた山城です。山並みに囲まれた城下の平野を一望することができます。

山崎町山崎地区外のビューポイント

<ビューポイント④> (※2)

宍粟市役所の対岸にある愛宕神社
 <見えるもの>
 揖保川と出石（いだいし）の舟着場



江戸時代に水路が開かれ、高瀬舟による水運の中心となったのが山崎の出石です。愛宕神社からは揖保川と舟着場跡、城下町として栄えた山崎のまち並みを一望することができます。

※1 ビューポイント①：ひょうごの景観ビューポイント 150 選に選定されています。

※2 ビューポイント④：ひょうごの景観ビューポイント 150 選（番外編）に選定されています。*いずれも平成 31 年 2 月選公表

3 景観形成の基本方針

(1) 景観形成地区の設定

山崎町山崎地区は山崎城下町を基盤に、地域の政治・経済・交通の拠点として形成され、市の中心市街地として発展してきました。地域の歴史を継承した景観まちづくりを推進するため、前述の城下町の町割を示す絵図等を参考にしつつ、地区のシンボルでもある最上山と城下町のエリアを、地区指定の区域（※）とします。

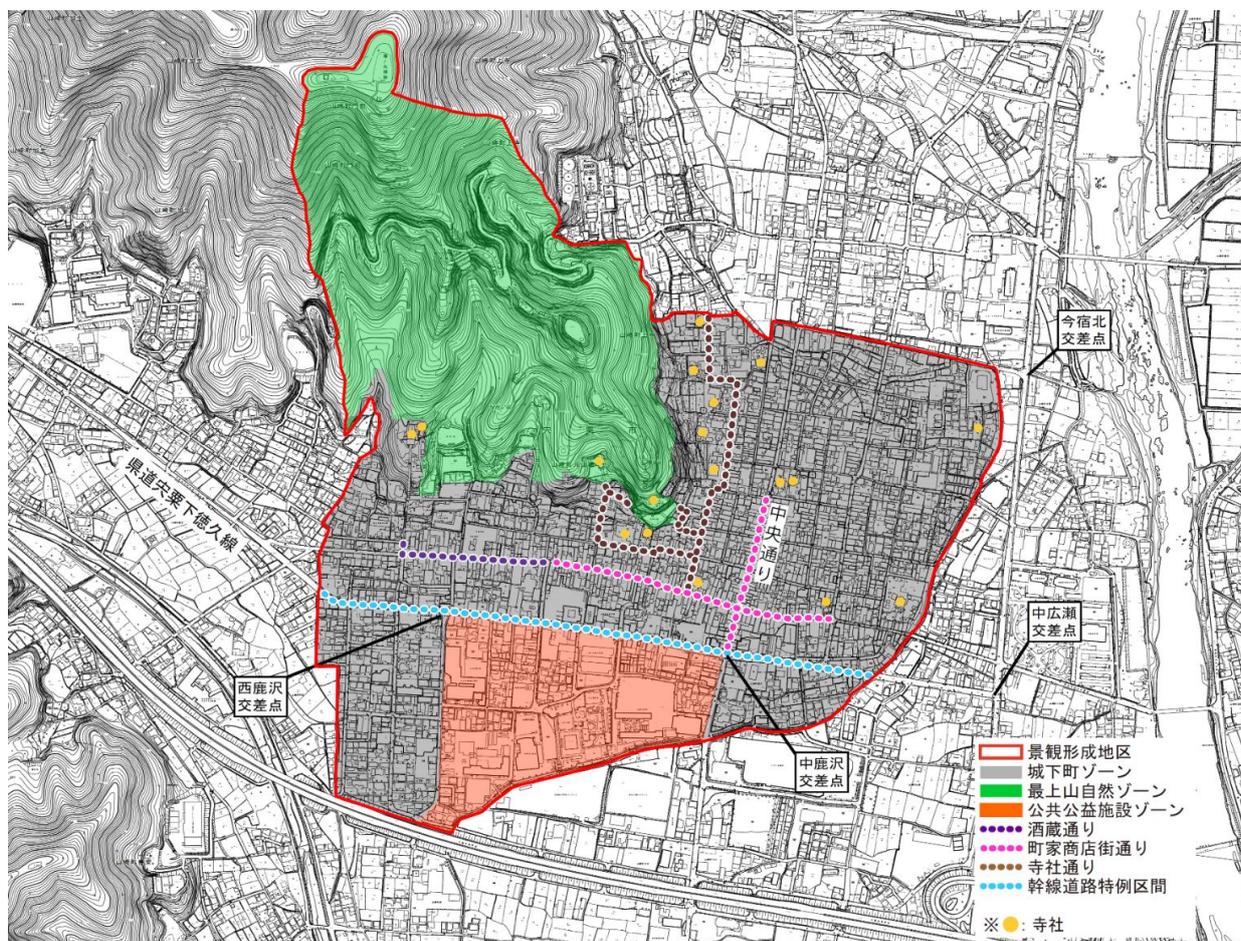
※(3)宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区区域図に示す約110haの区域です。

(2) 景観要素に応じた区域の設定

山崎町山崎地区は、最上山の自然景観と旧城下町の景観を基本とする構造となっています。その上に、商店街や公共公益施設が集積し、幹線道路沿道に現代的な市街地が形成され、市の中心市街地として発展してきました。現在では、旧城下町の大半は住宅地となっていますが、旧来からの酒蔵や酒造会社の商家が集積し、城下町の趣を今に伝えるエリアもあります。また、最上山の麓や城下町には寺社が多く点在しています。

こうした歴史的経緯を蓄積してきた地区の優れた景観を保全・創造し、次世代に継承していくために、景観要素に応じたゾーンや通りの設定を行います。

(3) 宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区区域図

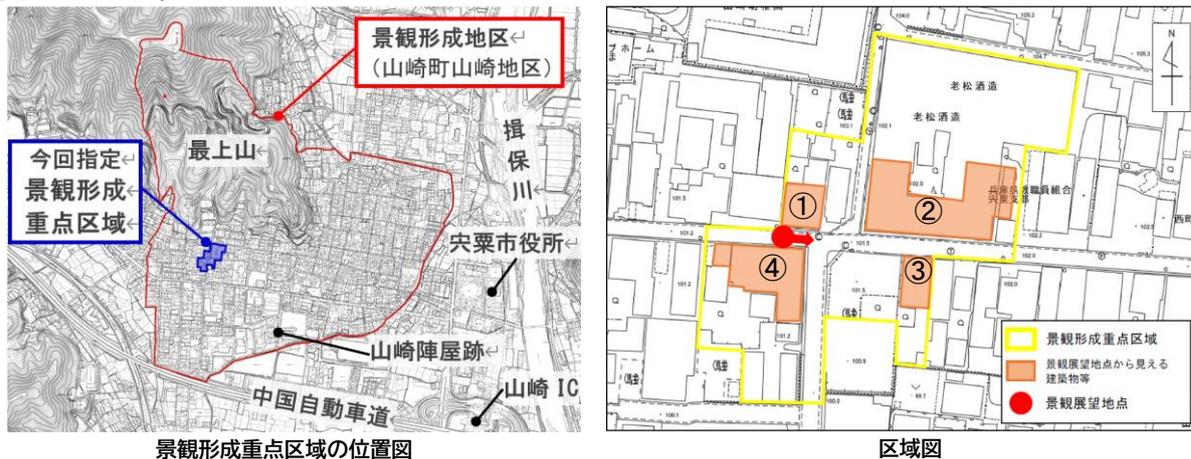


(4) 景観形成重点区域の設定

○ 景観形成重点区域の指定について

景観形成地区内の「酒蔵通り」には、景観形成重要建造物に指定されている「老松酒造」、「本家門前屋」、「中門前屋」が立ち並ぶなど、江戸中期に酒造業で隆盛を極めた建物が残っていることから、特に景観の形成を図る区域として保全・継承していく必要があるため、景観形成重点区域に指定しています。

特に「本家門前屋」前からは、これらの建物を含めた重厚な商家建築や蔵が連なる歴史的なまち並みとその背後に見える緑豊かな高取山を望むことができます。このため、当該地点を優れた景観を展望することができる地点（景観展望地点）とし、その周辺を景観形成重点区域として指定しています。



○ 景観展望地点について

景観形成重点区域内では、「重点区域全域」を対象とした基準のほか、「景観展望地点から見える建築物等」についても基準を設定しており、建築物等の新築や外観の変更等を行う場合や屋外に自動販売機を設置する場合は、あらかじめ知事への届出が必要となります。

景観展望地点から見える建築物等については、指定時は以下のとおりとなりますが、景観展望地点から見える位置の空地に新築等をする場合も基準が適用されます。



地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくため、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとします。

○ 城下町の良好な市街地景観の形成

地区の周辺には、宍粟市役所をはじめとした公共施設や商業・業務施設が立地しています。地区の大半は市街地となっていますが、もともとは城下町の武家地や町人地として景観構造の基礎を成す区域であることから、「城下町ゾーン」を設定し、城下町の良好な市街地景観の形成を進めます。

○ 商店街の景観形成

地区の商業地は、城下町を基礎とする路線型の商店街で、かつては2階建て・平入り屋根の店舗が連続する界限性のある景観が形成されていました。商店街の歴史的まち並み景観を保全・創造するため、「町家商店街通り」を設定し、和風意匠を活かした修景を進めます。

○ 酒蔵が集積する通り沿いの景観形成

地区の西側で商店街から続く一角には、山陽盃酒造や老松酒造の醸造関連施設や、かつて醸造を行っていた本家門前屋酒店などの本県景観形成重要建造物が集積し、重厚な商家建築や蔵が連なる歴史的な景観を形成しています。落ち着いた歴史的な景観を保全・継承するため、「酒蔵通り」を設定し、伝統的意匠を活かした修景を進めます。

○ 寺社周辺の景観形成

最上山の麓には神社・仏閣が集積しています。参道等に面し、城下町の雰囲気伝える特徴ある景観を形成するため、「寺社通り」を設定し、寺社と調和した景観形成を進めます。

○ 最上山の自然景観の形成

最上山は、良好なヒノキ林、モミジ林、サクラ並木などを有し、地域のシンボルとして親しまれています。さらに、城下のまち並みをはじめ、揖保川や山並みなどを一望する広がりある眺望景観も有しています。市街地から仰ぎ見るランドマークとしての魅力と、市街地を眺めおろす眺望点としての魅力を継承するため、「最上山自然ゾーン」を設定し、豊かな自然を保全・活用した景観形成を進めます。

○ 歴史・文化を活かしたゆとりと潤いのある景観の形成

地区の公園や教育・文化施設は敷地が広く緑化され、ゆとりと潤いある景観を形成しています。山崎藩陣屋門（紙屋門^{かみやもん}）のクスノキは、陣屋門と一体となった地域のシンボルとして、本県景観形成重要樹木に指定されています。美しく潤いある景観づくりを先導するため、「公共公益施設ゾーン」を設定し、城下町の歴史・文化を活かした景観形成を進めます。

○ 幹線道路沿いの都市景観の形成

地区の周辺や県道宍粟下徳久線沿いは、商業・業務・サービス施設や公共公益施設等が立地する市街地であることから、一部の規制を適用除外とする「幹線道路特例区間」を設定し、都市の骨格にふさわしい良好な都市景観の形成を進めます。

具体的な景観形成基準は、次頁のとおりです。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等又は自動販売機については、これによらないことができます。

(1) 景観形成基準

① 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準		
		建築物	工作物	
指定地区全域 (「最上山自然ゾーン」、「公共公益施設ゾーン」を除いた区域を『城下町ゾーン』という。)	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は原則、3階以下とする。やむを得ず4階以上とする場合は、通り(注1)から見たときに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。ただし、県道穴栗下徳久線以南については、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「建築物」の基準に準じる。 	
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根を基本とする。 ・黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 ・全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。 		
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 ・色相はY R (橙)系及びY (黄)系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。ただし、自然素材を用いる場合はこの限りではない。なお、保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。 		
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・「外壁」の基準に準じた色彩とするよう努める。 		
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀を設置する場合は、「外壁」の基準に準じた落ち着いた色彩とする。 ・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りではない。 		
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の室外機、ダクト類等の建築設備等は、位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注1)から目立たないようにする。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通り(注1)及び最上山の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「屋根・庇」の基準に準じた色彩とするよう努める。 		
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。 		
	町家商店街通り(注2、3)	壁面の位置		<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ隣接する建築物との連続性の確保に努める。 ・やむを得ず当該通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、まち並みの連続性を損なわないように努める。
		高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・階数は原則、2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、当該通りから見えにくいようにするとともに、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。
		屋根・庇		<ul style="list-style-type: none"> ・形態、意匠は、周囲の伝統的な建築物との調和に努める。
外壁		<ul style="list-style-type: none"> ・当該通りから見える壁面は、和風意匠を基本とする。 ・看板建築(注4)のうち、伝統的な町家の前面に装飾的な意匠を付加したものは、その付加部分を除去し、従前の和風意匠を活かすよう努める。 		
建具		<ul style="list-style-type: none"> ・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。 ・やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とする。 		
外構		<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀を設置する場合は、まち並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。 		
	掲出物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。 		

区域	項目	景観形成基準			
		建築物	工作物		
指定地区全域	酒蔵通り (注2)	壁面の位置	・「町家商店街通り」の基準と同じ。		
		高さ			
		屋根・庇	・屋根は和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。 ・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、軒先の位置と勾配を周囲の伝統的な建築物に合わせる。		
		外壁	・当該通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又は板張りとする。 ・やむを得ず上記によることが出来ない場合は、周囲と調和した素材、色調による和風意匠とする。		
		建具	・「町家商店街通り」の基準と同じ。		
		外構			
	掲出物				
	寺社通り (注2、3)	・「高さ」、「屋根・庇」、「外壁」、「建具」、「外構」及び「掲出物」の基準は、「酒蔵通り」の内容に沿うことが望ましい。	・最上山からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。		
	最上山自然ゾーン	高さ	・周囲の樹木から突出しない高さとする。やむを得ず超える場合は、前面に高木を植樹するなど、麓から目立たないように努める。		・山並みの稜線を分断する位置への配置は避ける。
		外構	・既存の樹木の保全に努める。 ・植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。		
建築設備等		・周囲の樹木から突出しないように設置する。			
公共公益施設ゾーン (注5)	・「指定地区全域」の「高さ」の基準を除外する。 ・公共公益施設については、城下町の歴史や文化を感じられるような意匠に努める。				
幹線道路特例区間 (注6)	・「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」の基準を除外する。				

(注1) 「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(注2) 対象は、原則、当該通りに面する建築物とする。

(注3) 「町家商店街通り」と「寺社通り」に面する建築物は、両方の通りの基準を適用する。

(注4) 木造建築で、当初から正面部分を一枚の看板のように設計した建物や既にある建物の正面部分に衝立状の意匠を付加した建物などをいう。装飾・意匠は洋風が多い。

(注5) 「幹線道路特例区間」を除く。

(注6) 対象は、県道栗下徳久線に面する建築物とする。

②自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。

(2) 景観形成重点基準

① 建築物等に関する基準（注7）

項目		建築物の基準	工作物の基準
重点区域全域	高さ	・階数は2階以下とする。	・基調となる色彩は、「宍粟市山崎町山崎地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。
	屋根・庇	・勾配屋根とする。	
	掲出物	・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。	
見える建築物等（注8） 景観展望地点から	壁面の位置	・隣接する建築物との連続性を確保する。 ・やむを得ず、酒蔵通りに面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、景観展望地点からのまち並みの連続性を確保する。	
	屋根・庇	・屋根は和瓦葺きとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。	
	外壁	・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。 ・ただし、現況が土壁である又は景観形成等推進員等による調査に基づき従前の仕上げに修復する場合はその仕様とすることができる。	
	外構	・塀を設置する場合は、漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	

(注7)表に定めのない基準については、宍粟市山崎町山崎地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に準じる。

(注8)景観展望地点から見える建築物等を対象とするため、新築等をする場合も含む。

② 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩を周辺景観と調和させる。

(1) 城下町ゾーン（指定地区全域に共通）の基準

城下町山崎町山崎地区の良好な市街地景観を形成するために、地区全体に係る緩やかな共通基準として、建築物の形態と色彩に係る基準を定めています。

■城下町ゾーンのイメージ



・掲出物は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

・工作物は、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

・階数は原則、3階以下とする。

・勾配屋根を基本とし、黒、灰色又はこれに近い色彩とする。
・全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
・色相はYR(橙)系及びY(黄)系の5Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。

・建具は、「外壁」に準じた色彩とするよう努める。

・門、塀を設置する場合は、「外壁」に準じた落ち着いた色彩とする。
・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。

・建築設備等は位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注)から目立たないようにする。

・屋上設備は設置しない。

注：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(2) 町家商店街通りの基準

城下町の雰囲気を感じられる、歴史的まち並み景観を保全・創造するために、建築物の形態と色彩に係る基準を定めています。

■町家商店街通りのイメージ



・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。

・工作物は、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

・壁面は、できるだけ隣接建築物との連続性の確保に努める。

・階数は原則、2階以下とする。

・屋根・庇の形態、意匠は、周囲の伝統的な建築物との調和に努める。

・勾配屋根を基本とし、黒、灰色、又はこれに近い色彩とする。
・全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。

・当該通りから見える壁面は、和風意匠を基本とする。

・看板建築のうち、伝統的な町家の前面に装飾的な意匠を付加したものは、その付加部分を除去し、従前の和風意匠を活かすよう努める。(P11 参照)

・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。

・門、塀を設置する場合は、まち並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。

・建築設備等は位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注)から目立たないようにする。

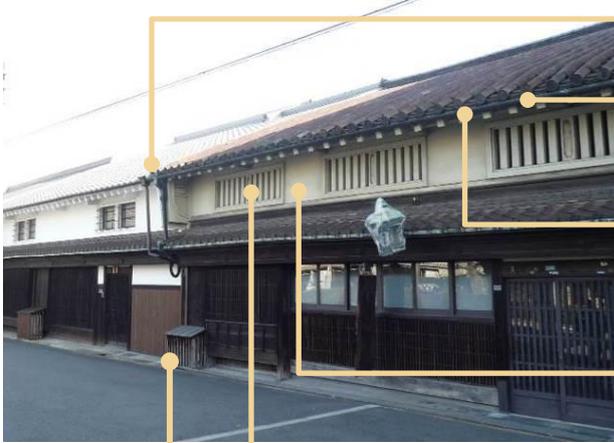
・屋上設備は設置しない。

注：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(3) 酒蔵通りの基準

重厚な商家建築や蔵が連なる落ち着いた歴史的な景観を保全・継承するために、町家商店街通りの基準に加えて、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■酒蔵通りのイメージ



- ・建築設備等は位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注)から目立たないようにする。
- ・屋上設備は設置しない。

- ・工作物は、突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

- ・壁面は、できるだけ隣接建築物との連続性の確保に努める。

- ・階数は原則、2階以下とする。

- ・屋根は和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。
- ・1階にはできるだけ軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺き又は外観がこれと同様のものとし、軒先の位置と勾配を周囲の伝統的な建築物に合わせる。

- ・当該通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又は板張りとする。

- ・当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。

- ・門、塀を設置する場合は、まち並みとの連続性の確保に努め、和風意匠のものとする。

- ・広告物等は、城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとするよう努める。

注：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(4) 寺社通りの基準

城下町の雰囲気伝える特徴ある景観を形成するために、酒蔵通りの基準の内容に沿うように、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■寺社通りのイメージ



- 「高さ」、「屋根・庇」、「外壁」、「建具」、「外構」及び「掲出物」の基準は、「酒蔵通り」の内容に沿うことが望ましい。

- ・建築設備等は位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注)から目立たないようにする。
- ・屋上設備は設置しない。

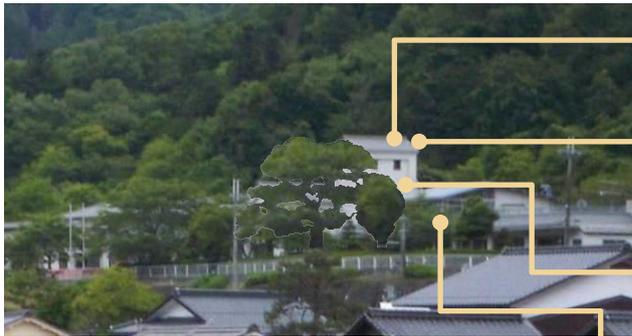
- ・工作物は、最上山からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
- ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

注：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(5) 最上山自然ゾーンの基準

豊かな自然を保全・活用し、市街地から仰ぎ見るランドマークとしての魅力と市街地を見下ろす眺望点としての魅力を継承するために、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■最上山自然ゾーンのイメージ



- ・建築設備等は、周囲の樹木から突出しないように設置する。
- ・位置、形態、意匠、色彩の工夫や目隠しの設置などにより、通り(注)から目立たないようにする。
- ・屋上設備は、原則、設置しない。

- ・工作物は、山並みの稜線上への配置は避ける。
- ・最上山からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
- ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とし、「建築物」に準じた色彩とする。

・周囲の樹木から突出しない高さとする。やむを得ず超える場合は、前面に高木を植樹するなど、麓から目立たないように努める。

・勾配屋根を基本とし、黒、灰色又はこれに近い色彩とする。
・全色相、明度5以下、彩度1以下とし、無彩色の場合は、明度6以下とする。

・外壁は、白、黒、灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
・色相はYR(橙)系及びY(黄)系の5Yまでとし、明度8以下、彩度4以下又は無彩色とする。

・建具は、「外壁」に準じた色彩とするよう努める。

・既存の樹木の保全に努め、植栽を行う場合は周囲の樹木との調和に努める。
・門、塀を設置する場合は、「外壁」に準じた落ち着いた色彩とする。
・生垣、花壇等沿道の緑化に努める。

・掲出物は、できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観との調和に努める。

注：「町家商店街通り、酒蔵通り及び寺社通り」をいう。

(6) 公共公益施設ゾーンの基準

地区内外から多くの人々を集め、当地区の印象を形づくる重要な区域です。美しく潤いある景観づくりを先導するために、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■公共公益施設ゾーンのイメージ



「指定地区全域」の「高さ」を除いた基準が適用される。

公共公益施設については、城下町の歴史や文化を感じられるような意匠に努める。

(7) 幹線道路特例区間の基準

都市の骨格にふさわしい土地利用と良好な市街地景観を形成するために、建築物の形態や材料等について基準を定めています。

■幹線道路特例区間のイメージ

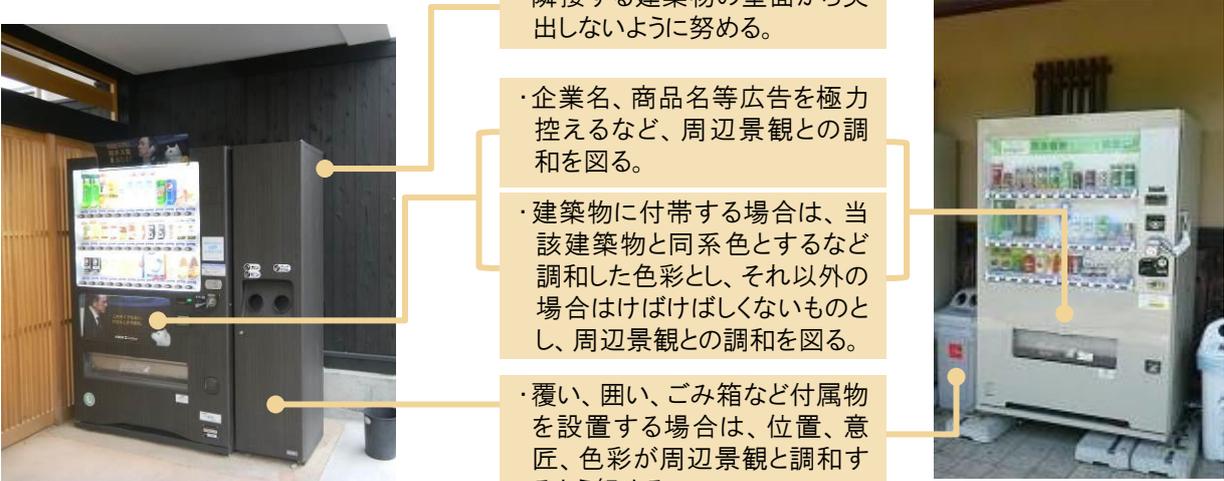


県道穴栗下徳久線に面する建築物については、「指定地区全域」の「高さ」、「屋根・庇」を除いた基準が適用される。

(8) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな阻害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置するように、基準を定めています。

■自動販売機のイメージ



- ・隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
- ・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
- ・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
- ・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩が周辺景観と調和するよう努める。

(9) 景観形成重点区域の基準

景観形成重点区域内は、特に景観の形成を図る必要があるため、景観形成基準に加えて、以下の景観形成重点基準を定めています。

■景観形成重点区域のイメージ



- ・階数は2階以下とする。
- ・隣接する建築物との連続性を確保する。
- ・勾配屋根とする。
- ・屋根は和瓦葺きとし、屋根勾配は周囲の伝統的な建築物に合わせる。
- ・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。ただし、現況が土壁である又は景観形成等推進員等による調査に基づき従前の仕上げに修復する場合はその仕様とすることができる。
- ・広告物は城下町の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。
- ・塀を設置する場合は、漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。

凡例

- 景観形成重点区域全域
- 景観展望地点から見える建築物

■自動販売機のイメージ



・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。

・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。

・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。

・覆い、囲い、ごみ箱など付属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩を周辺景観と調和させる。

補足

●「通り」における基準の適用範囲について

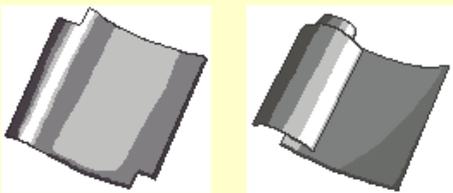
- ・「通り」とは、前面道路ではなく、ここでは「町家商店街通り」、「酒蔵通り」及び「寺社通り」を指します。
- ・通りに面する建築物等について基準が適用されます。
- ・通りから見える壁面や開口部は、当該通りの「外壁」や「建具」の基準が適用されます。見えない部分は、原則、指定地区全域の基準が適用されます。

●「屋根・庇の形態・意匠における周囲の伝統的な建築物との調和」について

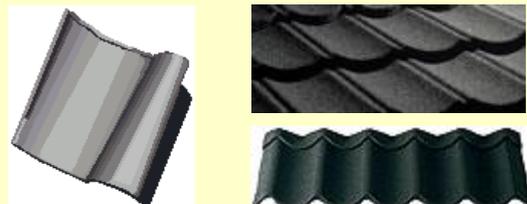
本地区の伝統的な町家の形式は、切妻平入で1階に下屋や庇のある建物形態になります。「町家商店街通りの基準」には記していませんが、周辺の伝統的建物と調和させた、「和瓦葺き」とするよう努めてください。屋根葺き材は棧瓦か本瓦葺きとし、1階部分に軒の出が十分な下屋、庇をできるだけ設け、屋根勾配や軒先の位置は周辺の伝統的建物との連続性に配慮した計画としてください。



「和瓦葺き」とは、棧瓦、本瓦又は外観がこれらと同様の製品です。



「瓦葺き」とは、和瓦葺きの他、S瓦葺き、各メーカーの瓦製品を含みます。



●「看板建築」について

木造建築で、当初から正面部分を一枚の看板のように設計した建物や、既にある建物の正面部分に衝立状の意匠を付加した建物などをいいます。装飾・意匠は洋風が多いです。

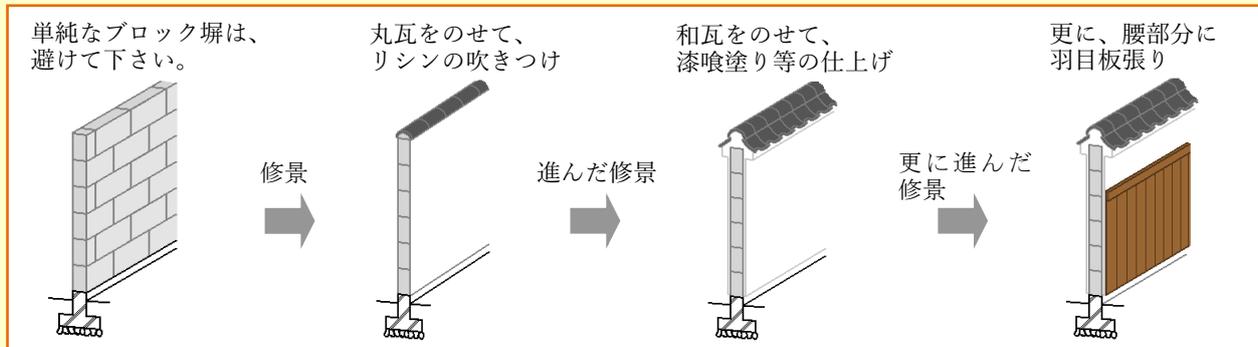
看板建築の前面を覆っている壁面を除去し、本来の外壁に伝統的な意匠を施すことで、当初の伝統的な姿を取り戻すことができます。城下町のまち並み景観を形成するために、既存の町家を活かした修景をお薦めします。



●町家景観通りに調和した門塀について

城下町の景観の特徴は、道路に面して連続して建物が立ち並んでいることです。この連続性を維持するため、道路に面して空地を設ける場合はまち並みに調和した門や塀の設置を求めています。

町家商店街通りや酒蔵通りに調和した意匠としては、下図のような修景が考えられます。また、築地塀、板塀などの伝統的な意匠を用いることで、まち並みとの調和を図ることができます。



●空地の景観への配慮について

まち並み景観の形成は、隣接する建築物の壁面等が連続性を保つことが基本となります。土地利用上の理由から空地となる場合や、やむを得ず連続性を保つことができない場合には、もとの壁面位置に塀や垣・さく等を設置する等の方法によりまち並みの連続性を損なわないようにする基準を定めています。

空地の景観配慮のイメージ

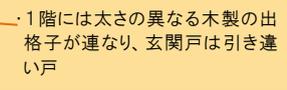
まち並みが途切れて城下町の雰囲気を損ねている

塀の設置によりまち並みの連続性を保つ

- ・伝統的な意匠・色彩の塀を設けることで、まち並みとの連続性を保つことができる。
- ・現代的な意匠・素材を用いる場合でも、例えば格子をイメージさせる意匠を用いるなどにより、できるだけ周辺との調和に配慮することが求められる。

●修景の手本となる地区内の伝統的意匠

地区内の伝統的建築物の意匠を参考にすることで、景観形成基準より一步進んだ質の高い景観を創出することができます。なお、伝統的工法・意匠に係る修景工事費は、景観形成支援事業における助成の対象となっています。詳細はP21をご覧ください。

建物名称	屋根	建具	その他附属物
老松酒造  ・外壁は上部を白漆喰塗り、下部羽目板張り	・主屋は平入で表蔵は妻入半切妻屋根 ・主屋の1階には和瓦の下屋 ・屋根材は黒の釉薬瓦 	・矩形型の虫籠窓 	・玄関上部にある半暖 
山陽盃酒造  ・外壁は上部を白漆喰塗り、下部羽目板張り	・主屋は平入で表蔵は妻入半切妻屋根 ・主屋の1階には和瓦の下屋 ・屋根材は黒の釉薬瓦 	・矩形型の虫籠窓 ・1階下屋の熨斗瓦の継ぎ目には鹿の子漆喰塗り 	・玄関口右側にある紺色の太鼓暖簾 
本家門前屋  外壁は上部を白漆喰塗り、下部羽目板張り	・主屋は平入で表蔵は妻入半切妻屋根 ・主屋の1階には和瓦の下屋 ・屋根材は黒の釉薬瓦 	・凝った意匠の肘木や虫籠窓 ・1階下屋の熨斗瓦の継ぎ目には鹿の子漆喰塗り 	・太さの異なる木製格子が連なる敷地と道路との境は犬矢来 
梶間家  ・外壁は上部を白漆喰塗り、下部羽目板張り	・主屋は平入で表蔵は入母屋屋根 ・主屋の1階には和瓦の下屋 ・屋根材は黒の釉薬瓦 	・木瓜型の金属製格子 ・1階下屋の熨斗瓦の継ぎ目には鹿の子漆喰塗り  	・デザイン性の高い雨  ・1階には太さの異なる木製の出格子が連なり、玄関戸は引き違い戸 
中門前屋  ・高さのある2階の外壁は黒漆喰塗り	・屋根は平入 ・屋根材は黒の釉薬瓦 	・2階開口部は木製格子 ・1階下屋の熨斗瓦の継ぎ目には鹿の子漆喰塗り 	・2階開口部は木製格子、1階は太さの異なる木製格子が連なる ・玄関戸は引き違い戸 

●地区内の代表的な町家事例



屋根は黒又は灰色の和瓦葺き

切妻又は入母屋平入りの厨子2階建て

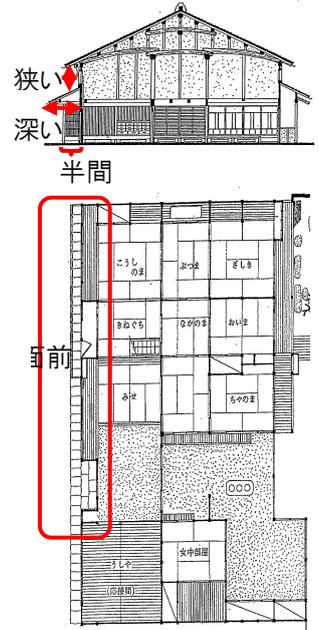
厨子2階部分のむしこ窓装飾付きの袖卯建

外壁は漆喰塗り(白、黒)、腰部分に板張り

参考文献：「山崎／うしや（鳴海邦碩）」
町家・共同研究
昭和50年7月10日(株)鹿島出版会

この地域ならではの伝統様式

- ・主屋は奥行き6間半で梁行方向に3間。
通りに面した板敷きの部分(格子の内側の板敷き)が半間もあることは、京都などの町家と異なる点であり、農家建築の影響が伺われる。
- ・大きく印象的な出格子。建築そのものが農家住宅の影響を強く残し、農家の**縁側をそのまま町家の出格子の内側に取り込んだような趣**を持つ。
- ・大きな1階の庇(下屋)は、出格子の外柱が直接支え、この深い庇のため**2階の壁面が非常に狭い**。
- ・総じて、彫りの深いファサードを構成しており、町家といってもがっちりした農家風の印象を与える。

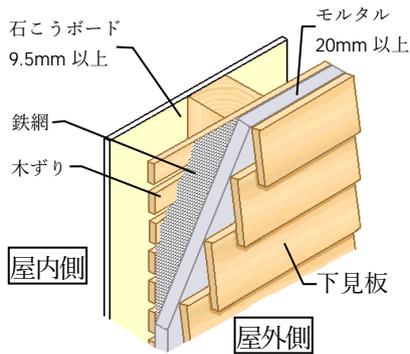


●外壁の板張りについて

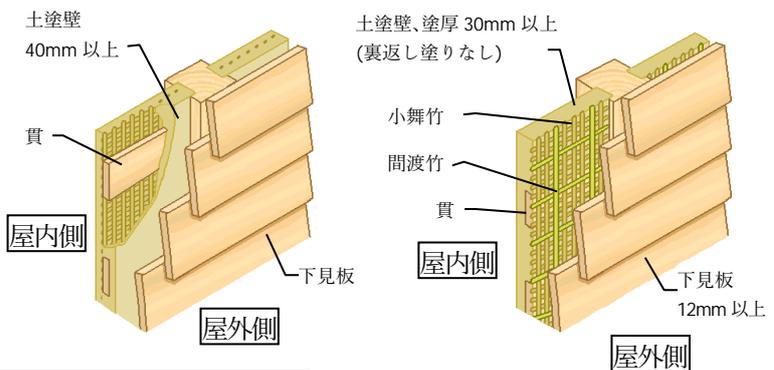
「酒蔵通り」の「外壁」の基準には「通りから見える壁面は、原則、漆喰塗り又板張りとする。」とありますが、建築基準法第22条指定区域に該当する場合は、板張りの外壁とする場合には建築基準法に適合した外壁仕様とする必要があります。

なお、国土交通大臣の個別認定を取得した防火構造等を使用する場合には、表面に張る木材を含めた認定であることが必要です。

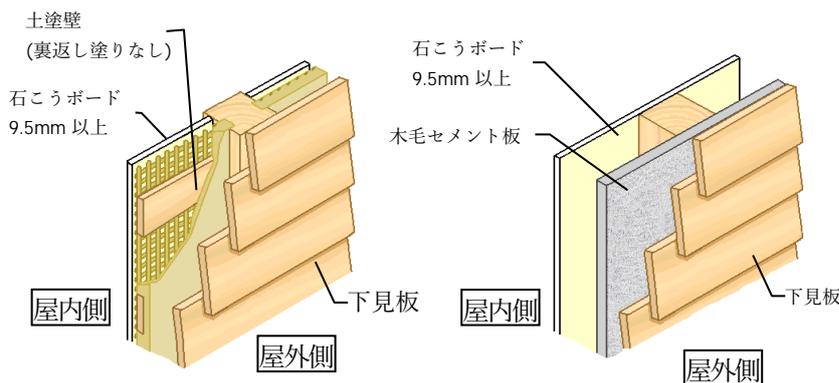
防火構造の表面を木材仕上げとする例



伝統的工法による外壁の防火構造の例



準防火性能を有する構造の表面を木材仕上げとする



●まち並みと調和した道路附属物等

道路は、景観を展望する場（視点場）でありながら、景観を構成する要素（視対象）でもあり、周囲の景観に与える影響は小さくありません。そこで、道路やその附属物等が歴史的なまち並みと調和するよう以下のような点に配慮し、望ましい景観づくりに努めましょう。

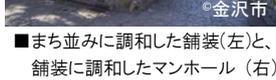
【舗装材】

- 沿道の建築物と調和した材質や色彩を用いる。



【道路側溝等】

- 道路側溝の蓋や、マンホールは、舗装と調和した素材や色彩を用いることで、極力目立たないように工夫する。



■まち並みに調和した舗装(左)と、舗装に調和したマンホール(右)



【電柱やカーブミラー等】

- 景観展望地点から、その存在感が極力目立たないように、色彩に配慮する。
- あらかじめ周囲と調和した色を選定し、塗り替え時は、その色に合わせる。
- 電柱や電線は景観を煩雑にするため、地中化や位置の変更を検討することが望ましい。



■目立たない色に塗られたカーブミラー(左)と、無電柱化された歴史的なまち並み(右)

●マンセル色票系について

兵庫県の景観形成基準等では、色彩に関する基準の中で J I S によるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票系とは、1905年、マンセル氏(A.H.Munsell)によって考案されたもので、物体表面の色を色味(色相Hue)、明るさ(明度Value)、あざやかさ(彩度Chroma)の三つの属性によって表示したものです。

図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑・・・等、各色味の環があります。



この色をマンセル色票系で表わすと次のようになります。

10Y 4/4
(色相) (明度) (彩度)

○まず色相(色味)は

図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これみると、色相は10YR(YR=黄赤系)であることがわかります。



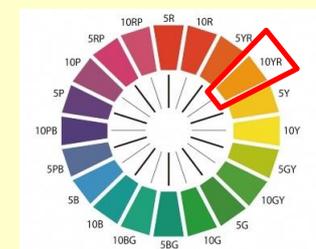
図① 色立体

右の結果から

この色をマンセル色票系で表すと10YR 4/4であることがわかります。

○次に明度(明るさ)は

図③は図①の色立体を10YRの位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相10YRの色が並んでいます。これでもと明度は4であることがわかります。



図② マンセル色相環

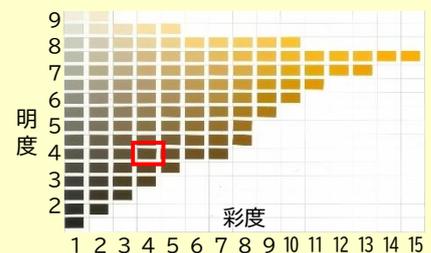
注意

印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。

詳しくは中播磨県民センターまちづくり建築第1課にある「マンセルブック」で確認してください。

○最後に彩度(あざやかさ)は

同じく図③でもと彩度は4であることがわかります。



図③ 10YR

(1) 景観形成支援事業の概要

〈景観まちづくりのお手伝い〉

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に資する取組について、(公財)兵庫県まちづくり技術センターを通じて、支援しています。



お問い合わせ先

○ 宍粟市建設部住宅土地政策課

TEL 0790-63-3000(代)

○ (公財) 兵庫県まちづくり技術センターまちづくり推進部まち計画課

TEL 078-367-1263

(2) 景観形成地区等における支援メニュー

伝統的工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費（設計費含む。）が対象です。

助成の範囲は、不特定多数の方が通行する建物前面の通りや眺望点から見える部分で、景観形成基準への適合が求められる部分となります。

対象区域	助成対象	助成率	助成限度額(万円) ^{※1}	
歴史的景観形成地区	建築物の修景工事費	1 / 3	150 (330 ^{※2})	
	共同施設の整備費	1 / 3		60
	屋外広告物の整備費	1 / 4		10
	自動販売機の修景工事費	1 / 3		30
景観形成重点区域	建築物の修景工事費	1 / 2	500	
	共同施設の整備費			90
	屋外広告物の整備費			20
	自動販売機の修景工事費			45

※1 一敷地あたりの限度額とする。

※2 括弧内は、景観形成基準を遵守したもの等で「景観形成支援事業評価・助言委員会」の審査で妥当と判断されたものの上限額

【注意】 景観形成基準を遵守し、伝統的工法・材料を採用するなど一般的な工事よりも費用負担が大きい工事に対して助成するものです。従って、色彩や勾配屋根など特別な経費負担を要しない場合は助成対象になりません。

● 景観まちづくりアドバイザー派遣

建築物等の修景や地区の景観まちづくりに関するアドバイス等のため、(公財)まちづくり技術センターに登録されている専門家を派遣します。

[注意] 酒蔵通りや町屋景観通りなど歴史的景観の核となる重要な場所における修景工事については、原則、景観まちづくりアドバイザー派遣を受けることが助成の要件になります。なお、以下に該当する場合は派遣の対象外です。

- ①景観まちづくりアドバイザーが設計・工事監理する修景工事
- ②ヘリテージマネージャーなど伝統的な建物に詳しい専門家が設計・工事監理する修景工事
- ③屋根の補修・葺替や外壁の塗り替えによる修景工事
- ④被災により緊急を要する補修に伴う修景工事

● 景観まちづくり活動助成

助成対象経費	助成率	助成限度額 (万円)
目標を達成するための活動計画に基づいて行われる活動に係る経費 (1)団体の活動として行う研修等に要する経費 (2)景観形成に関する調査・研究等に要する経費 (3)団体の活動を地区住民等に周知するための広報等に要する経費 (4)地区住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 (5)集会・会議等の開催に要する経費	3 / 4	15

～このような場合にも活用できます～

例1 景観形成地区内で、今後、住民同士で景観形成推進に向けた勉強会を開催したい場合

→景観まちづくり活動助成及び景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。

地区内で住民団体等が景観形成に向けて実施する住民への意識啓発のための広報や研修、会議等の活動経費について、3/4 かつ上限 15 万円の助成を受けることができます。さらに活動内容や組織運営、合意形成等について専門家のアドバイスを受けることができます。

例2 景観形成地区内で、建築物を伝統的な意匠に改修したいがどうすればよいか分からない場合

→修景助成の活用に関係なく、景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。

専門家による建築物等の修景に関する個別相談を受け、修景に対するアドバイスを受けることができます。



届出の手続き

○ 建築物等の届出

景観形成地区内において、以下に該当する建築工事等を行う場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

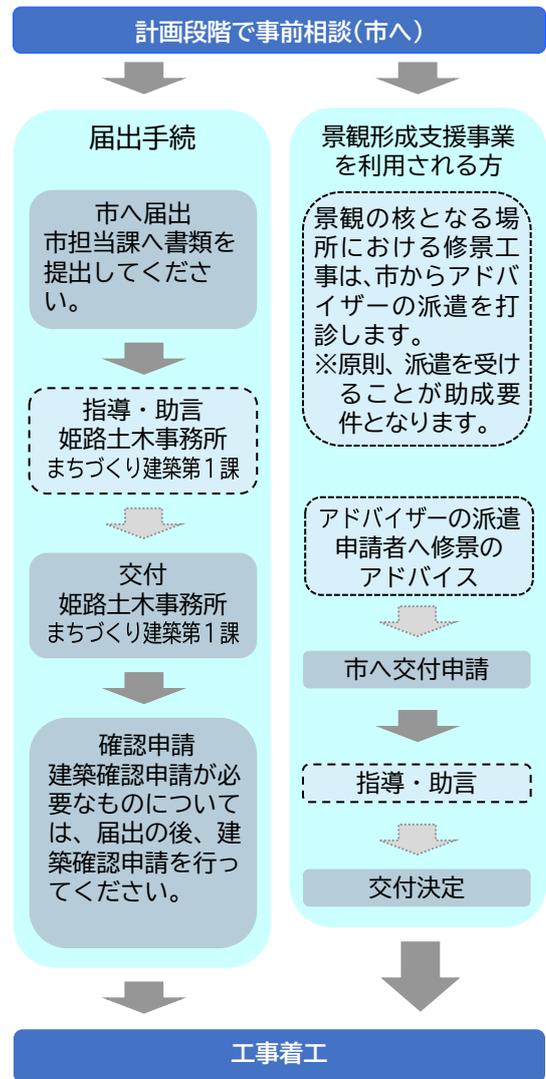
〈届出対象行為〉

景観形成地区内の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕 正本 1 部、副本 2 部提出してください。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200 以上	
各階の平面図	1/200 以上	
各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
主要部の 2 面以上の断面図	1/200 以上	
外構平面図	1/200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
協議書、予測書又は評価書		
知事が特に必要と認める図書		自己評価書

- 備考 1 各階の平面図及び主要部 2 面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
- 2 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例の規定による協議をしない場合で大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合のみ添付すること。
- 3 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
- 4 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。



屋外広告物の許可申請

広告板、広告塔、立看板、はり紙、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には屋外広告物条例に基づく許可申請が必要なものがあります。詳しくは宍粟市建設部住宅土地政策課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課 TEL 079-281-3001(代表)
- 宍粟市建設部住宅土地政策課 TEL 0790-63-3000(代表)
- (公財)兵庫県まちづくり技術センター都市整備部まちづくり計画課 TEL 078-367-1263

景観の形成等に関する条例（抜粋）

昭和60年兵庫県条例第17号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの

- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。イにおいて同じ。）で、延べ面積（当該旅館・ホテル営業の用に供する部分に限る。）が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積（当該営業の用に供する部分に限る。）が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の数数が100台以上であるもの

ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル（当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの

エ 観覧車で、高さが31メートル（当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が

著しく大きいものとして規則で定める建築物等

（県の責務）

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

（景観形成等基本方針）

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（地域景観形成等基本計画）

第7条の2 知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「地域景観形成等基本計画」という。）を定めることができる。

2 地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域景観形成等基本計画の区域
- (2) 地域景観形成等基本計画の目標
- (3) 前号の目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、前条第1項の景観形成等基本方針との整合を図るものとする。

4 知事は、地域景観形成等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

5 市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができる。

6 前条第2項の規定は、第1項の規定による決定について、第4項及び前条第2項の規定は、地域景観形成等基本計画の変更について準用する。

第2章 景観形成地区

（指定）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域（当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。）を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区
- (2) 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を

果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区

(4) 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

- 2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。
- 4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
- 8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

(景観形成基準)

- 第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。
- 2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。
 - (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - (2) 広告物等(屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。)の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
 - (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
 - (4) その他景観の形成を図るために必要な事項
- 3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

- 第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
 - (1) 建築物等(特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。)の新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。)
 - (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
 - (3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(前2号に該当する行為を除く。)
 - (4) 屋外における自動販売機の設置
- 2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
 - (1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの
 - (2) 工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの

- 3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 広告物等の表示又は設置(法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。第17条第5号において同じ。)
- (2) 屋外における自動販売機の設置

(景観に及ぼす影響に関する協議)

- 第11条 景観形成地区(沿道景観形成地区を除く。)内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

- 第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

- 第12条の2 知事は、第10条各項の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(建築物等その他の物件に係る要請)

- 第13条 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機(以下「建築物等その他の物件」という。)が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、必要な要請をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

- 第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

第3章の2 景観形成重点区域

(指定)

- 第20条の4 知事は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要がある区域を、景観形成重点区域として指定することができる。
- 2 市町長は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成重点区域の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、特に景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成重点区域に指定するものとする。
- 4 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、景観形成重点区域の変更について準用する。

(景観形成重点基準)

- 第20条の5 知事は、景観形成重点区域を指定しようとするときは、当該景観形成重点区域について、景観形成重点基準を定めるものとする。
- 2 前項の景観形成重点基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形

成重点区域において特に景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

- (1) 景観展望地点（当該景観形成重点区域の優れた景観を展望することができる地点をいう。）に関する事項
 - (2) 当該景観形成重点区域が景観形成地区内の区域である場合 次に掲げる事項
 - ア 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - イ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
 - ウ 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
 - (3) 当該景観形成重点区域が広域景観形成地域内の区域である場合 次に掲げる事項
 - ア 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - イ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に景観の形成を図るために必要な事項
- 3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成重点基準の決定及び変更について準用する。

(読替規定)

第20条の6 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「景観形成基準」とあるのは、「景観形成重点基準」とする。

- (1) 第10条各項の規定による届出が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第12条及び第12条の2第1項
 - (2) 第13条第1項の規定による要請が景観形成重点区域内の建築物等その他の物件に係るものである場合 同項
 - (3) 第14条第1項の規定による通知が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 同条第2項
- 2 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「広域景観形成基準」とあるのは、「景観形成重点基準」とする。
- (1) 第17条の規定による届出が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第19条及び第19条の2第1項
 - (2) 第20条第1項の規定による要請が景観形成重点区域内の大規模建築物等又は広告物等に係るものである場合 同項
 - (3) 第20条の3の規定により準用する第14条第1項の規定による通知が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第20条の3の規定により準用する第14条第2項

(改善命令)

第20条の7 知事は、前条第1項の規定により読み替えられた第12条の2第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第2項の規定により読み替えられた第19条の2第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(立入検査等)

第21条 知事は、第20条の6第1項の規定により読み替えられた第12条及び第12条の2並びに前条（第2項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第20条の6第2項の規定により読み替えられた第19条及び第19条の2並びに前条（第1項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の大規模建築物等若しくは広告物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に大規模建築物等若しくは広告物等の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 当該職員は、前2項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 罰則

(罰則)

第33条 第20条の7第1項若しくは第2項、第21条の6第1項、第21条の18第1項又は第27条の2の5第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第34条 略

第35条 第10条第1項から第3項まで、第17条、第21条の7、第21条の12、第23条又は第27条の2の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第33条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

景観の形成等に関する条例施行規則（抜粋）

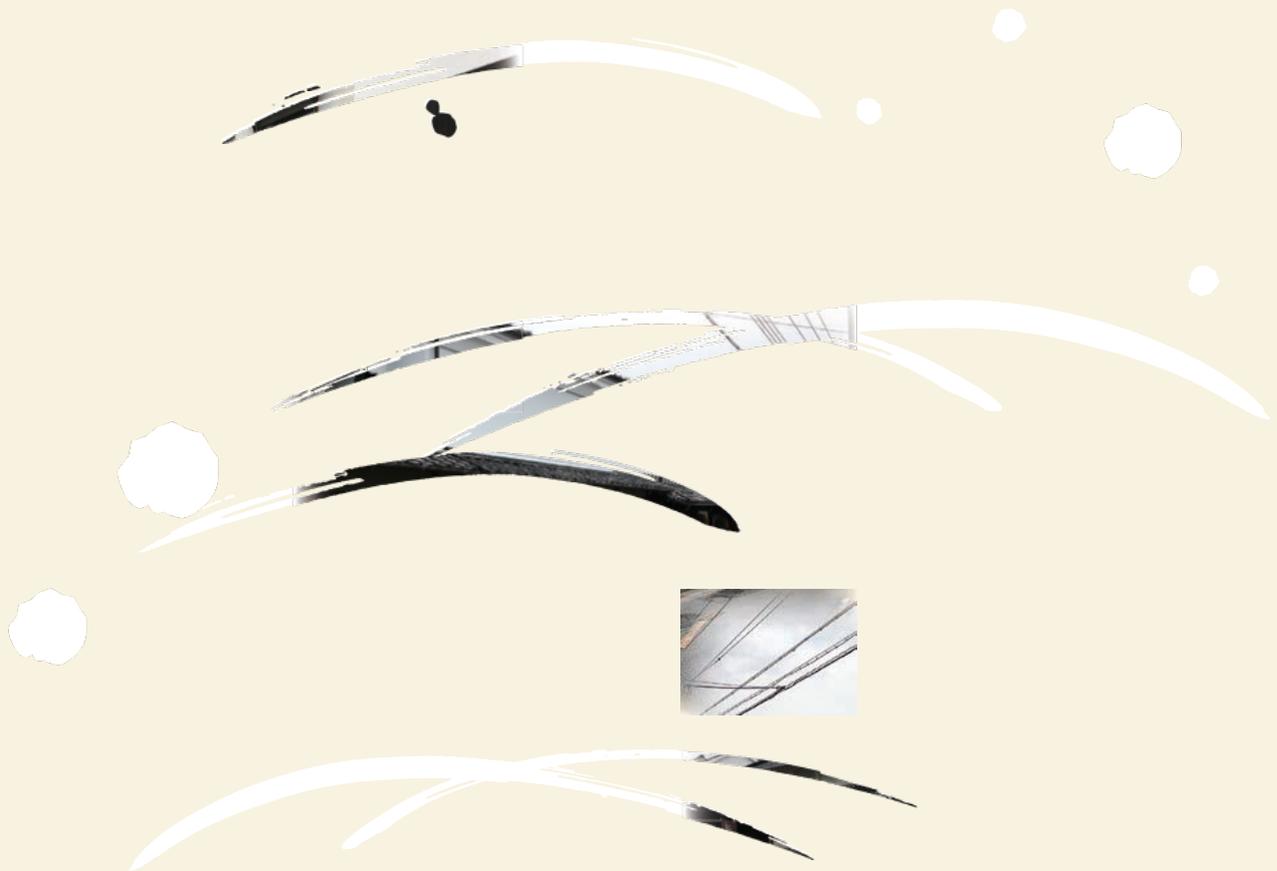
昭和60年兵庫県規則第48号

(行為の届出)

第5条 条例第10条各項の規定による届出をしようとする者は、建築等（変更）届出書（様式第1号。以下この条において「届出書」という。）に、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 都市計画法第59条第4項の規定により都市計画事業を施行しようとする者が、当該都市計画事業の認可の申請書と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該届出書に添付する図書の全部又は一部を省略することができる。都市再開発法（昭和44年法律第38号）その他の法令の規定により都市計画事業の認可を受けたものとみなされる手続と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要がないと認めるときも、同様とする。

3 届出書は、届出に係る行為が建築基準法第6条第1項に規定する確認を要する行為である場合には、当該確認の申請前に、提出しなければならない。



兵庫県まちづくり部都市政策課景観まちづくり班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-341-7711(代表)

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

姫路市北条1-98

TEL 079-281-3001(代表)

宍粟市建設部住宅土地政策課

宍粟市山崎町中広瀬133番地6

TEL 0790-63-3000(代表)